

## 平成30年度事業計画書

### 基本方針

近年、人々の生活には質の豊かさが求められ、少子高齢化や核家族化が進む中で、動物は家族の一員としてかけがえのない地位を占め、ますますその絆の深まりとともに「いやし」や「ささえ」の心の触れあいを求めて飼養する人々が増加している。

動物の飼養にあたっては、関係法令を遵守し、適正飼養と終生飼養の徹底、安全で快適な飼養保管環境を確保することにより、「飼い主よし」「動物よし」「近所よし」の動物との暮らし三方よしの社会づくりが必要である。

このことを踏まえて、滋賀県の施策と整合を図りながら、動物の愛護思想の普及啓発事業および動物保護管理業務を推進し、人と動物が共生する社会づくりに努める。

### 1 動物愛護思想の普及啓発事業

動物の愛護及び適正な飼養による人と動物が共生できる社会づくりをめざし、動物の習性・特性に関する専門性・技能・経験を生かし、動物愛護の普及啓発業務に取り組むため、次の事業を行う。

#### (1) 動物愛護のつどいの開催

動物のことを学び、命の大切さや思いやりの気持ちを育むことを目的として開催する。

開催日時：5月27日（日） 10:00～15:00

開催場所：滋賀県動物保護管理センター（以下「動管センター」という。）

参加予定人数：約300人

- ・ わんわんチャレンジ、ふれあい・学びのコーナー、譲渡犬・猫の里帰り交流会など

#### (2) 2018しが動物フェスティバルの開催

動物愛護の気風、動物の適正飼養及び動物の終生飼養を通じて、人と動物とのより良い関係が生み出される地域社会づくりをめざして、公益社団法人滋賀県獣医師会と共催で開催する。

開催日時：9月23日（日・祝）10:00～15:00

開催場所：竜王町総合運動公園

参加予定人数：約4,000人

- ・ 式典コーナー、ふれあい・学びのコーナー、実演コーナー  
展示・即売コーナー、パネル展示など

#### (3) 犬・猫の不妊手術助成事業（別添交付要領参照）

適正な飼養と人と動物が共生できる社会の実現をめざし、動管センターまたは大津市動物愛護センター（以下「愛護センター」という。）から譲渡された犬または猫のメス飼養者に対し、不妊手術経費の一部を助成する。

犬の不妊手術助成額 6,000円

猫の不妊手術助成額 4,000円

#### (4) 広報啓発活動

広報紙「わんにゃん広場」（年5回程度発行）や犬・猫の適正飼養や愛護に関する新しい情報などのチラシやリーフレットを作成するとともに、研修会などあらゆる

る機会をとらえ、幅広く県民に普及啓発する。

(5) わんにゃん掲示板の設置

やむを得ない理由で飼養できなくなった県民の方の新しい飼養者探しに協力するため、動管センター、愛護センター内の掲示板および滋賀県動物保護管理協会(以下「協会」という。)ホームページ内「わんにゃん掲示板」を設置する。

(6) 協会ホームページによる情報提供

わんにゃん掲示板などの協会情報や動管センターの保護情報など、適正飼養に関する新しい情報を提供する。

(7) 動物慰霊祭

動管センター慰霊碑前にて、一般参加者を含め関係団体等の参加により開催する。

開催時期：3月下旬

開催場所：動管センター「動物慰霊碑前」

参加予定人数：約50人（県・各市町・一般県民）

(8) 職員の健康に関する研修会の開催や各種研修会・講習会への参加

職場の健康維持・増進に取り組むため研修会を開催し、また職員の資質向上を図るため、関係団体が主催する研修会や講習会に参加する。

(9) 自主財源確保

安定した協会運営や愛護啓発の充実を図るため、賛助会費やわんにゃん募金箱など寄付金の確保に努める。

(10) 動物愛護関係事業への協力

県内で開催される動物愛護関連事業に協力する。

## 2 動物保護管理業務の推進

動物の飼養は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、滋賀県動物の保護および管理に関する条例等に基づき適正に行うことが必要である。このため、動物の有する習性・特性などに関する正しい知識や動物の保護引取りなど現場での直接対応に関する技能・経験を発揮して、動物保護管理業務を円滑に推進するため、次の業務を受託し、実施する。

### (1) 滋賀県動物保護管理業務

- ① 犬および猫による苦情処理業務
- ② 野犬等の保護および引取り業務
- ③ 保健所、警察署等に引き取られた犬および猫等の引き取り業務（拾得物対応となった愛護動物を含む。）および保健所犬舎等の清掃業務
- ④ 地域猫対策事業への対応業務
- ⑤ 滋賀県動物保護管理センター窓口における犬および猫の引取り業務支援
- ⑥ 犬および猫の適正飼養に対する指導助言業務
- ⑦ 犬および猫に係る負傷動物保護業務
- ⑧ 特定動物逸走時の保護業務
- ⑨ 動物適正飼養等の普及啓発業務
  - ・ 犬のしつけ方教室（基本的なしつけ）
  - ・ 犬および猫の正しい飼い方講習会（譲渡前講習会同時開催）
  - ・ 犬および猫の譲渡事業（譲渡候補の選定、再飼養譲渡、保護者関係および仲介者譲渡を除く。）
  - ・ 出前講座（犬の飼い方講習会、犬のしつけ方教室）
  - ・ 動物愛護学習（小学校低学年対象）
  - ・ ペット防災対策講習会
  - ・ 動物飼養（譲渡後の飼養・しつけ方も含む）相談（電話、訪問等）
  - ・ 狂犬病予防集合注射会場での啓発業務
- ⑩ その他の保護管理業務

### (2) 大津市動物保護管理業務

- ・ 緊急用務対応